

令和8年度子育て世代定住促進交付金

子育て世代の住まいづくりをサポートします！

南陽市では、これから転入予定や転入した世帯が、市内に住宅を新築、購入する際に最大100万円の補助を行っています。

世帯区分	世帯要件	住宅の種別と補助額	
		新築住宅	中古住宅
子育て世帯 (満15歳以下の子を養育する世帯) ※「夫婦」にはひとり親を、 「子」には妊娠中の場合を含みます。	① 移住世帯	100万円	50万円
	② 貸家世帯 ③ Uターン世帯	50万円	25万円
若者世帯 (いずれも45歳未満の世帯)	① 移住世帯 ② 貸家世帯 ③ Uターン世帯	30万円	15万円

【世帯要件】

① 「移住世帯」とは

夫婦が**両者とも**市内に一度も居住したことがなく、初めて南陽市内に転入することを指します。

② 「貸家世帯」とは

夫婦の**いずれか**が市外に3年以上継続して在住していた後に市内の貸家等に転入し、5年未満の世帯を指します。

③ 「Uターン世帯」とは

夫婦の**いずれか**が過去に南陽市内に在住し、南陽市外へ転出後、これから南陽市内へ転入しようとする世帯を言い、転出から補助の申請時まで3年を経過した世帯を言います。ご夫婦の**いずれか**が該当すれば補助対象となります。

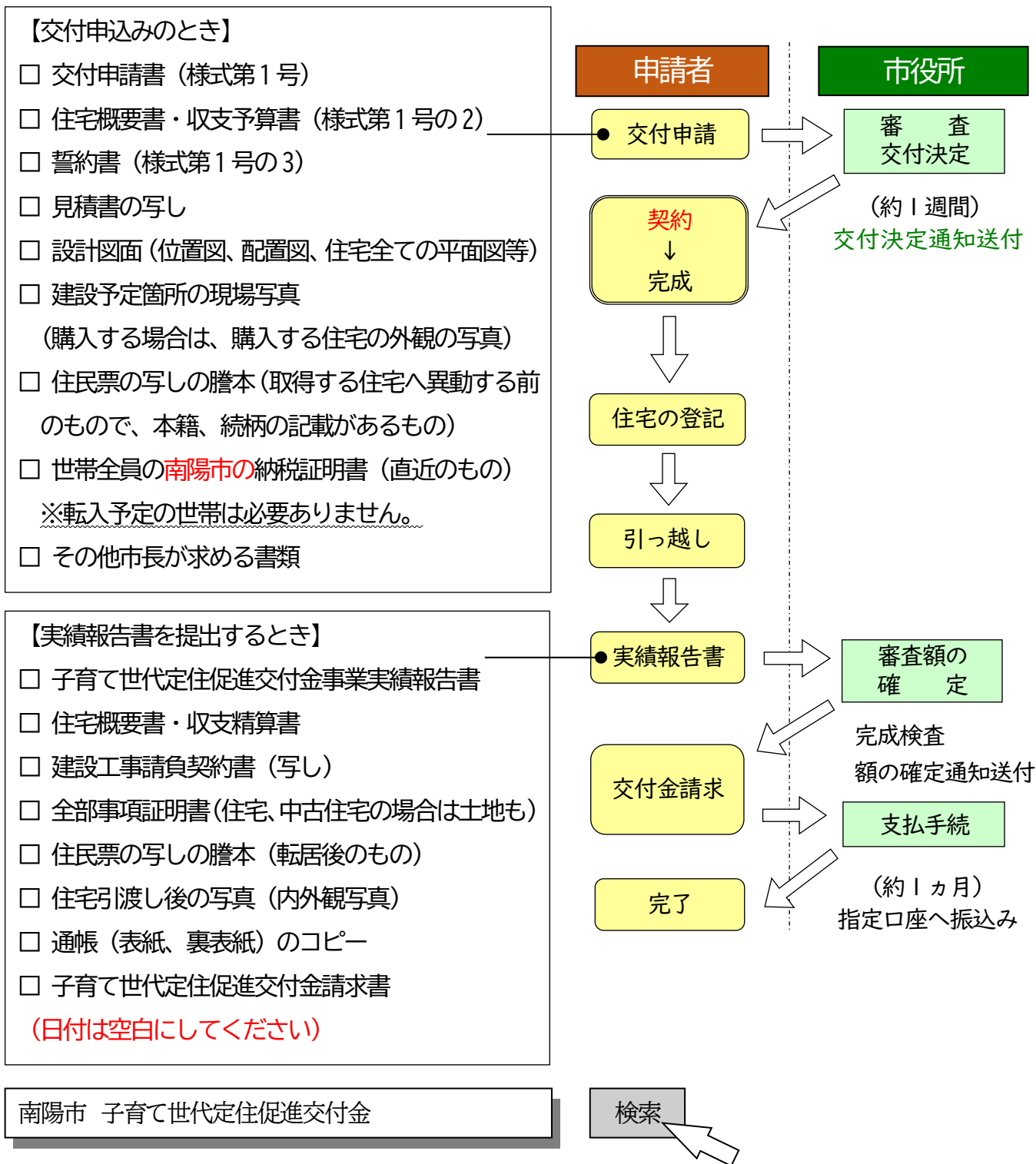
○ そのほか、次の条件に該当する必要があります。

- 申請者は、南陽市内に居住するための住宅(店舗併用住宅含む。ただし、店舗の面積が住宅となる建物の2分の1以下の面積)を取得する者であること。
 - 中古住宅の場合は、敷地と建物の合計取得金額が500万円以上であること。
 - 世帯全員(子ども、学生等を除く)に税の滞納がないこと。
 - 住宅の建築工事請負(購入の場合は売買)契約締結前に申請書を提出し、市の交付決定後に契約すること。
 - 取得した住宅に転居してから1か月以内か、令和9年1月末までのいずれかの早い期日までに実績報告書を提出すること。
 - 持家住宅を取得し転入(転居)の届出をした日から5年を経過するまで継続して居住すること。
 - 申請者が、この住宅(中古住宅については住宅の敷地を含む)の2分の1以上の所有権を持つこと。
- ※ 新築住宅とは、一度も人が住んだことがなく、かつ、建築後1年未満の住宅を指します。
(新築、建売の区別は問いません。)
- ※ 中古住宅とは、建築後1年を経過した住宅、又は人が住んでいた住宅を指します。

【補助対象外となる場合】

- 既存住宅の建て替えの場合
- 他の補助金、利子補給事業等と併用する場合 ※詳細はお問合せ下さい。
- 公共工事により建物移転補償などを受ける場合
- 契約後に申請した場合
- 取得した住宅に転居してから1か月以内か、令和9年1月末までの早い期日に実績報告書が提出されない場合

必要書類と手続き



担当：南陽市建設課建築住宅係 (市役所2階) 電話：0238-40-8396 (直通)